

新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

株式会社 岡島

以下は、施設(ゲームセンター、フィットネスクラブを除く)の使用におけるガイドラインである。

1. 3密の回避

(1) 換気設備の設置等(「密閉」)の回避

- ①ビル管理法上の換気量基準を満たすとともに、定期的に換気設備を清掃、整備し維持管理を適切に行う。
- ②適宜、1階出入口を開放し、換気を行う。

(2) 施設内の混雑の緩和(「密集」)の回避

- ①滞留人数管理システム(※1)により、混雑度を確認し、滞在するお客様数が1万人(※2)を上回った場合、入場制限を実施する。
- ②お客様にはあらかじめ購入する商品をお決めいただき、滞在時間を短くしていただくよう、全ての出入口へのPOP掲示、ホームページや店内放送によりご案内する。
- ③滞留人数管理システムにより、混雑度を確認し、滞在するお客様数が1万人を上回った場合、店内放送にて滞在時間の短縮を促す。
- ④特にお客様が集中する1階エスカレーター乗降口では、パーテーションを用い、進行方向を示して、動線を確保する。

※1) 店舗への全ての出入口に測定機器を設置し、入店者数および退店者数を把握、管理するシステム

※2) 上限滞留客数 10,681 人 = 店舗面積 32,044 m² ÷ 1 人当たりの専有面積 3 m²

(3) 人と人との距離の確保(「密接」)の回避

- ①レジ前方床面へ目安シールを貼付し、前の方と1m以上(マスク着用を前提)距離を確保するよう表示する。
- ②エレベーターはご高齢の方やお子様連れが優先してお使いいただくように案内を表示する。
- ③エスカレーターは3段空けて利用するように案内を表示する。
- ④各階の休憩用椅子やレストラン街などの座席は対面にならないよう、また十分な間隔(1m以上、可能なら2mを目安)を空けて配置する。
- ⑤お客様と対面する入金カウンター50ヶ所へ透明ビニールカーテン等を設置し、遮蔽する。

(令和2年9月25日改定)

- ⑥特に接客頻度の高い友の会カウンターではフェイスシールドを活用し、遮蔽する。
- ⑦本務事務所など、従業員同士が対面する席についても透明ビニールカーテン等を設置し、遮蔽する。
- ⑧お客様には、出入口への表示やホームページ、店内放送により、近距離での会話や発声をご遠慮いただくように要請する。
- ⑨従業員へは近距離での会話や発声を避けるよう徹底する。

2. その他の感染防止対策

(1) マスクの着用

- ①お客様に対しては、店内全ての出入口への表示や、ホームページ、店内放送によりマスクを着用いただくよう要請するとともに、マスクを着用しないお客様の入店をお断りすることがあることをアナウンスする。
- ②全従業員へのマスク配布と着用を義務化する。

(2) 手洗い・手指消毒

- ①店内全ての出入口に消毒設備を設置し、お客様にご利用いただくように、出入口へのPOP掲示や店内放送により要請する。
- ②従業員は定期的に消毒、手洗いを実施する。

(3) 体調チェック

- ①従業員に対して、発熱(平熱より1℃以上)や軽度であっても風邪症状(せきやのどの痛みなど)、嘔吐・下痢等の症状がある場合、出勤をしないように徹底する。また入店(入社)時に、非接触型体温計で検温し、平熱より1℃以上高い場合は帰宅させる。
- ②お客様に対して、出入口へのPOP掲示、ホームページ、店内放送により、発熱(平熱より1℃以上)や軽度であっても、風邪の症状(せきやのどの痛みなど)、嘔吐・下痢等の症状がある場合は来店しないよう要請する。

(4) トイレの衛生管理

- ①清掃業者により1日3回、中性洗剤や消毒用アルコールを使用し、便座、スイッチ、洗浄レバー等を清掃、消毒する。
- ②トイレの蓋を閉めて汚物を流すように案内を表示する。
- ③ハンドドライヤーは使用中止とする。
- ④ペーパータオルをあらたに設置する。

(5) 休憩スペースのリスク軽減

- ①各階の休憩用椅子の間隔を空ける(使用不可の椅子を設定し、使用できる椅子の数を半数以下とする)。
- ②従業員の食事は交代で取り、休憩者を分散する。
- ③従業員休憩室の椅子は対面にならないよう、また間隔を空けて配置する。
- ④従業員休憩室の窓、ドアを常時開放する。
- ⑤共有する物品(テーブルや椅子など)は、1日1回消毒する。

(6)喫煙スペースのリスク軽減

- ①喫煙室の窓を常時開放する。
- ②椅子については、対面にならないよう、また間隔を空けて配置する。
- ③1時間に1度巡回を行い、混雑度を管理する。

(7)清掃・消毒

- ①県の基準を踏まえ、他の人と共有する物品や、複数の人が手に触れる場所(エレベーターのボタンやエスカレーターの手すりなど)は、消毒用アルコールや中性洗剤を用いて、1日3回程度消毒する。
- ②鼻水や唾液などがついたゴミはビニール袋に密閉して捨てる。またゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用し、使用後は石けんでの手洗いを徹底する。

3. 施設ごとの注意点

(1)特に大規模集客施設における注意点

- ①入金カウンター 50ヶ所へ透明ビニールカーテン等を設置し、遮蔽する。
- ②接客頻度の高い友の会カウンターではフェイスシールドを活用し、遮蔽する。

(2)ローヤル会館における注意点

- ①立食形式(ビュッフェスタイル)で食事を提供する場合には、小皿での提供や従業員による取り分けを行うこととし、利用者による取り分けを行う場合は、マスク着用のうえ、利用者向けの使い捨て手袋を用意し、トングや箸を共有せず、料理をカバー等で保護する。
- ②使用するお皿・グラス・シルバー類は使用前の消毒、使用後の洗浄を徹底する。
- ③テーブル、椅子等は宴会開始前に清拭消毒をする。
- ④マイクについては、使用の都度、消毒または差し替えを行う。
- ⑤お客様に対し、お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けること、また大声を發する余興等については控えてもらうよう要請する。
- ⑥利用者数が200人(※3)を超えないよう、入場を制限する。
- ⑦座席は対面にならないよう、また十分な間隔(1m以上、可能なら2mを目安)を

空けて配置する。

※3) 上限滞留客数 210 人 = 会場面積 630.25 m² ÷ 1 人あたり専有面積 3 m²

(3) 物産展開催における注意点

- ① 会場の面積に応じて入場制限(※4)を実施する。
- ② 会場の入口・出口は一方通行とする。
- ③ 出展店舗の間隔や通路幅を確保する。
- ④ レジでは前の方と1m以上(マスク着用を前提)を空けるよう案内を表示する。
- ⑤ お客様と対面する箇所はビニールカーテン等で遮蔽する。
- ⑥ 試食・試飲は提供しない。
- ⑦ 生もの等をむき出しで販売する商品はフードカバーをする。
- ⑧ お客様にはマスク着用を要請し、マスク着用のないお客様の入場をお断りすることがあることをアナウンスする。
- ⑨ 入店前に出展業者の体調チェックを毎日実施し、発熱(平熱より1℃以上)や軽度であっても風邪症状(せきやのどの痛みなど)、嘔吐・下痢等がある場合は入店しないよう徹底する。また入店時に非接触体温計で検温し、平熱より1℃以上高い場合は帰宅させる。

※4) 上限客数 = 会場面積 ÷ お客様 1 人当りの専有面積 3 m²

(4) チェックリストの作成・確認

- ① 本ガイドラインをチェックリスト化し、毎日その遵守状況を確認し、その状況を定期的に山梨県へ報告する。